

(2) 伊豆西南海岸広告景観保全地区

ア 基本方針

伊豆半島を代表する美しい海岸景観を有し、名勝にも指定される伊豆西南海岸において、一般国道 136 号及び県道下田石廊松崎線の沿道景観を保全するため、地域の特性を踏まえた屋外広告物の規制を図ります。

イ 指定する区域

- (ア) 県道下田石廊松崎線のうち、弥陀山トンネルから南伊豆町差田の一般国道 136 号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から 50 メートルの等距離線の範囲内の地域
- (イ) 一般国道 136 号のうち、南伊豆町差田の県道下田石廊松崎線との交差点から松崎橋左岸までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から 50 メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する地域を除く。）
- (ウ) 一般国道 136 号のうち、西伊豆町道乗浜線との交差点から新安良里トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から 50 メートルの等距離線の範囲内の地域

ウ 区域図 別紙のとおり (P. 34～37)

エ 許可基準 別紙のとおり (P. 38～47)

(3) 施行の時期

(1)、(2)共に、平成 29 年 11 月 1 日

なお、広告景観保全地区となった際、現にその区域内において、許可を受けて（又は適法に）表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、施行日から起算して 1 年間（施行日における当該許可の残存期間が 1 年を超える場合にあっては当該許可の期間）は、なお従前の例により、引き続き表示し、又は設置することができます。